

山武市地域公共交通活性化協議会規約

制定 平成 21 年 2 月 18 日
改正 平成 23 年 4 月 1 日
改正 平成 24 年 4 月 1 日
改正 平成 30 年 3 月 20 日
改正 平成 31 年 3 月 20 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日
改正 令和 6 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 山武市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を千葉県山武市殿台 296 番地 山武市役所庁舎内に置く。

(事業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画及び確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 交通計画及び確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 交通計画及び確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 市の総合的な交通施策に関する事項についての協議
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項についての協議
- (6) 市運営有償運送の必要性についての協議
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第 4 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (3) 一般社団法人千葉県バス協会が指名する者
- (4) 一般社団法人千葉県タクシー協会が指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 山武土木事務所長又はその指名する者
- (7) 市民又は利用者の代表
- (8) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (9) 千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通担当課長又はその指名する者
- (10) 山武警察署長又はその指名する者
- (11) 東日本旅客鉄道株式会社成東駅長又はその指名する者
- (12) 副市長
- (13) 市の職員の中から市長が指名する者
- (14) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

3 前項以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、会長が認める場合に限り、会議への出席及び議決権の行使を、当該委員と同等の資格を有する者に委任することができる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重

しなければならない。

(幹事会)

第 10 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第 11 条 第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

3 乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う。

(事務局)

第 12 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、山武市総合政策部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 13 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 14 条 協議会に監査委員を 2 人置く。

2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が任命する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償)

第 16 条 協議会等に出席した委員等に対しては、予算の範囲内で報償を支給することができる。

(費用弁償)

第 17 条 委員等が協議会等に出席し、又は協議会の職務のため旅行したときは、予算の範囲内でその旅行について費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長が必要と認めるものの実費額とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 3 月 20 日から施行し、平成 31 年 2 月 18 日から適用する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。